

沖縄県立青少年の家 Q & A

沖縄県教育委員会

Q 1 なぜ、指定管理者制度を導入するのですか。

民間のノウハウやアイデアを生かし、多様化する利用者ニーズに対し、より効果的、効率的なサービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度を導入することとしています。

Q 2 青少年の家が民営化されるのですか。

民営化とは、国や地方公共団体が経営していた企業、特殊法人などが、一般民間企業になることをいいます。

青少年の家に導入する指定管理者制度は、県が指定管理者（民間企業等）に委託料を支払い管理・運営を委託するものです。

県立の施設としての役割や利用方法などはこれまでと変わりません。

Q 3 6施設全てに指定管理者制度を導入するのですか。

平成22年4月から名護及び糸満青少年の家に指定管理者制度を導入します。今後、平成23年4月から石川及び玉城青少年の家に、平成24年4月から宮古及び石垣青少年の家に導入する予定です。

Q 4 今まで実施していた主催事業はどうなりますか。

各施設で実施してきた主催事業はこれまでと同様に実施します。

親子向けのキャンプや指導者養成事業、長期宿泊体験活動、星座観察など、各施設の特性を生かした事業に継続して取り組みます。

Q 5 施設を使用する場合にかかる料金はどうなりますか。

石川、玉城、宮古、石垣の4施設については、これまでと変わることはありません。施設使用料は県証紙を使用申請書に貼附、食事料金等は現金で支払います。

名護及び糸満青少年の家についても、利用料金や食事の代金は変わり

ませんが、平成22年4月からは、施設利用料金も現金等での支払いになります。

Q 6 利用料金の免除については変更がありますか。

利用料金の免除対象は、条例及び規則で定めていることから、これまでと同様に変更はありません。

ただし、免除を受けようとする場合はあらかじめ免除申請書を提出する必要があります。

Q 7 施設で行う活動への指導を行う職員はいなくなるのですか。

指定管理者制度を導入する名護及び糸満青少年の家でも、利用団体に対して指導を行う職員として、学校教育や野外活動、レクリエーションの指導歴のある職員を配置します。

施設利用の案内や研修内容の相談、事前の打ち合わせ、活動プログラムの支援など、今まで実施していた業務をこれまでと変わらず行います。

Q 8 休所日に変更はありますか。

石川、玉城、宮古、石垣の4施設については、月曜日、祝日（月曜日にあたる時は翌日）、年末年始（12/28～1/4）が休所日で、これまでと変わりません。

名護及び糸満青少年の家については、祝日の利用ができるようになり、休所日は月曜日、（祝日にあたる時は翌日）、年末年始（12/29～1/3）となります。

また、6施設とも、必要があると認めるときは、休所日に開所したり、休所日以外の日に休所することがあります。

Q 9 利用を希望するときは、どうすればよいですか。

施設の利用を希望する場合の手続きは、これまでと変わりません。

利用したい施設に、あらかじめ利用許可申請書を提出する必要があります。申請書提出の前には施設の空き状況を確認したり、施設を利用する上での留意事項などを各施設に確認して下さい。